

東京大学社会科学研究所 労働審判制度についての意識調査 主な結果の概要

2020年7月

「労働審判制度についての意識調査」にご協力いただいた皆さまへ

このたびは、私どもが実施した「第2回 労働審判制度についての意識調査」について多くの皆さまからご協力を賜り、まことにありがとうございました。2019年2月にアンケートの回収を終了し、集計を行いました。このうち主な結果をダイジェスト版としてまとめましたので、お届けいたします。

なお、最終の集計結果を掲載した詳しい報告書は下記の調査ウェブサイト上にて公開しておりますので、ご関心のある方はあわせてご覧いただければ幸いです。

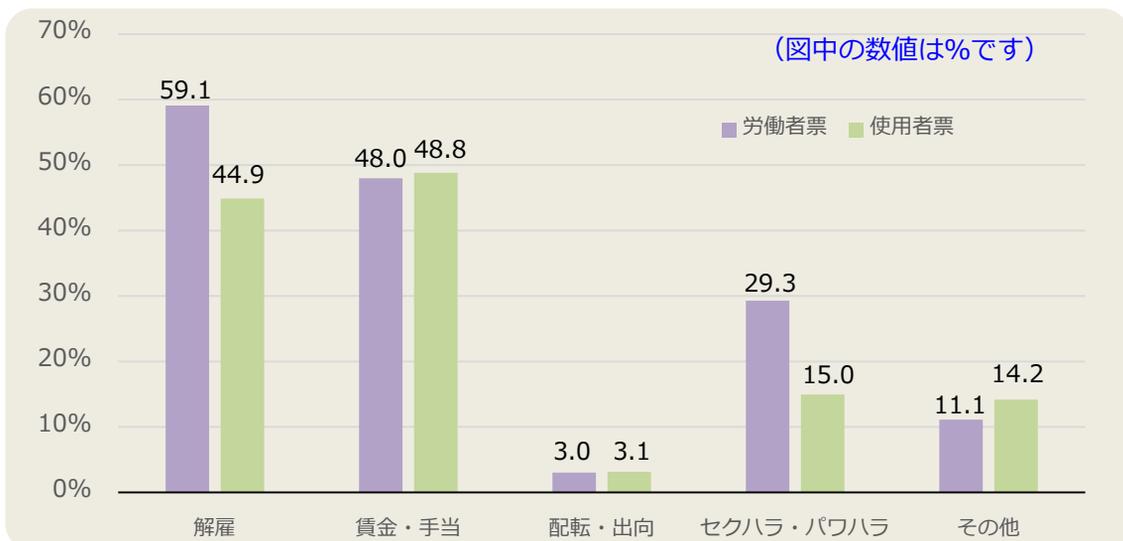
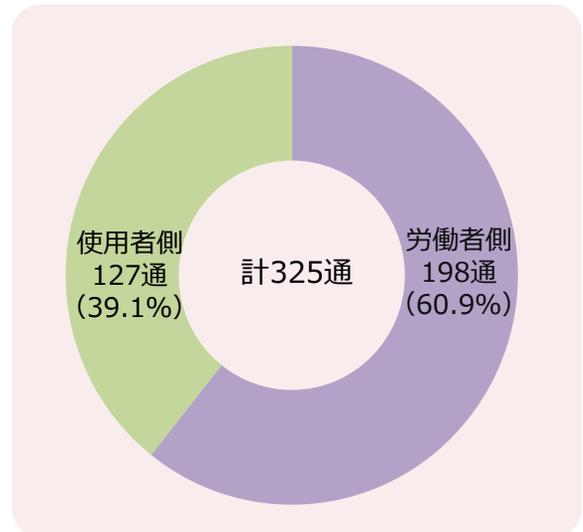
調査ウェブサイト：<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>

● 回答者数

2018年6月27日から10月26日の間、全国の地方裁判所を通じて、労働審判手続を利用された皆さまに、調査へのご協力をお願いしました。その結果、2019年2月末日までに、労働者側の方から198通、使用者側の方から127通、計325通のアンケートをご返送いただきました。

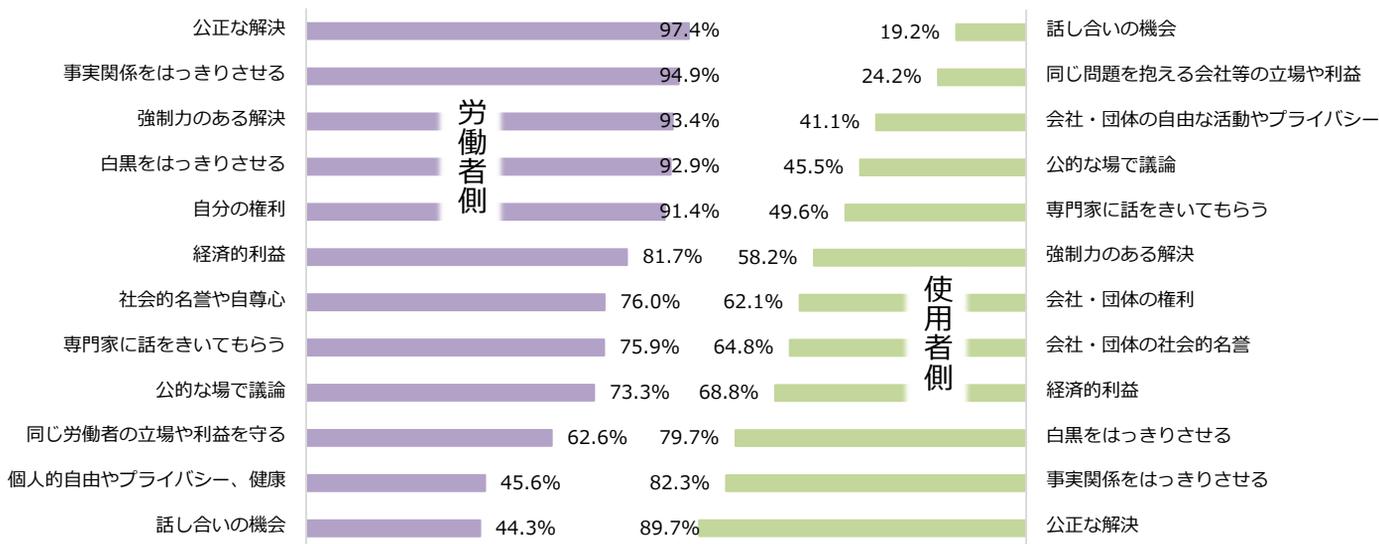
● 事件の種類（複数回答）

今回経験された労働審判手続がどのような問題に関するものであったかについて、アンケート用紙では18の項目をあげて、あてはまるものすべてに○をつけていただきました。それを「解雇」「賃金・手当」「配転・出向」「セクハラ・パワハラ」「その他」の5つのグループにまとめて集計した結果、労働者側、使用者側とも、「解雇」と「賃金・手当」に関する問題が多かったことがわかりました。そのほか、労働者側では、「セクハラ・パワハラ」の問題と答えた方も29.3%いらっしゃいます。



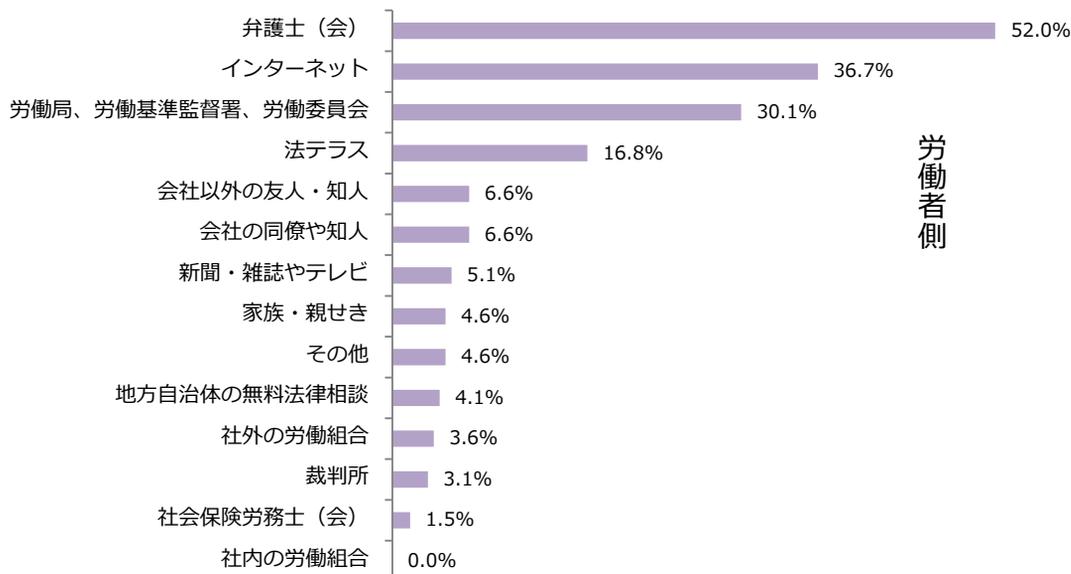
● 労働審判利用の動機・期待（複数回答）

今回の労働審判手続を利用した動機（または労働審判手続に期待したこと）をお答えいただきました。労働者側・使用者側ともに「公正な解決を得たかった」と答えた方が約9割にのぼり、次いで「事実関係をはっきりさせたかった」という回答が多くなっています。そのほか、労働者側で多いのは、「強制力のある解決を得たかった」、「白黒をはっきりさせたかった」、「自分の権利を実現したかった（守りたかった）」という回答です。使用者側は、「白黒をはっきりさせたかった」、「金銭や財産など経済的利益を守りたかった」、「会社・団体の社会的名誉を守りたかった」との回答が多くなっています。



● 労働審判の認知経路（複数回答）

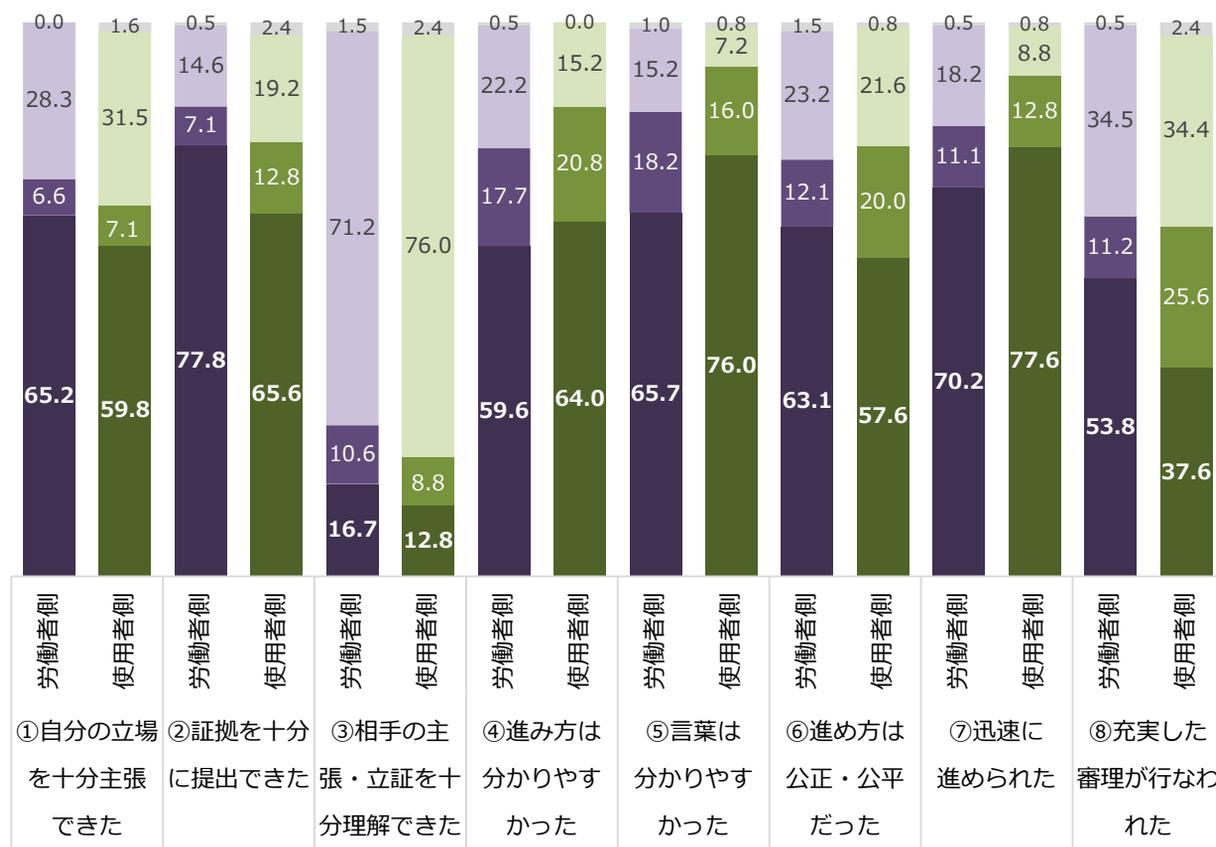
労働者側の回答者には、何を通じて労働審判手続という制度を知ったかについておたずねしました。過半数の方が挙げたのは「弁護士（会）」で、そのほか、「インターネット」、「労働局、労働基準監督署、労働委員会」を通じて知った方も多くいらっしゃいました。一方、使用者側では「申し立てられるまで知らなかった」という方が4割近く（38.4%）いらっしゃるということもわかりました。



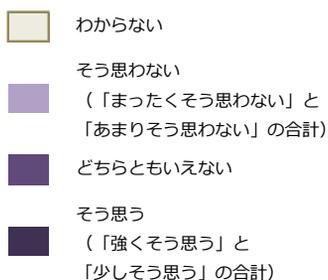
● 手続の過程や経過の評価

今回経験された労働審判手続の過程や経過について、8つのポイントから評価をしていただきました。「①自分の立場を十分主張できた」「②証拠を十分に提出できた」「④進み方は分かりやすかった」「⑤言葉は分かりやすかった」「⑥進み方は公正・公平だった」「⑦迅速に進められた」の6つの項目で、「そう思う」の肯定的な評価が5割を超えています。とくに「⑦迅速に進められた」では、労働者側・使用者側ともに7割を超える方が「そう思う」と答えています。

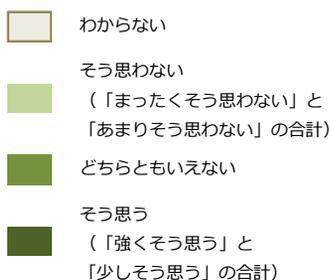
(図中の数値は%です)



労働者側



使用者側

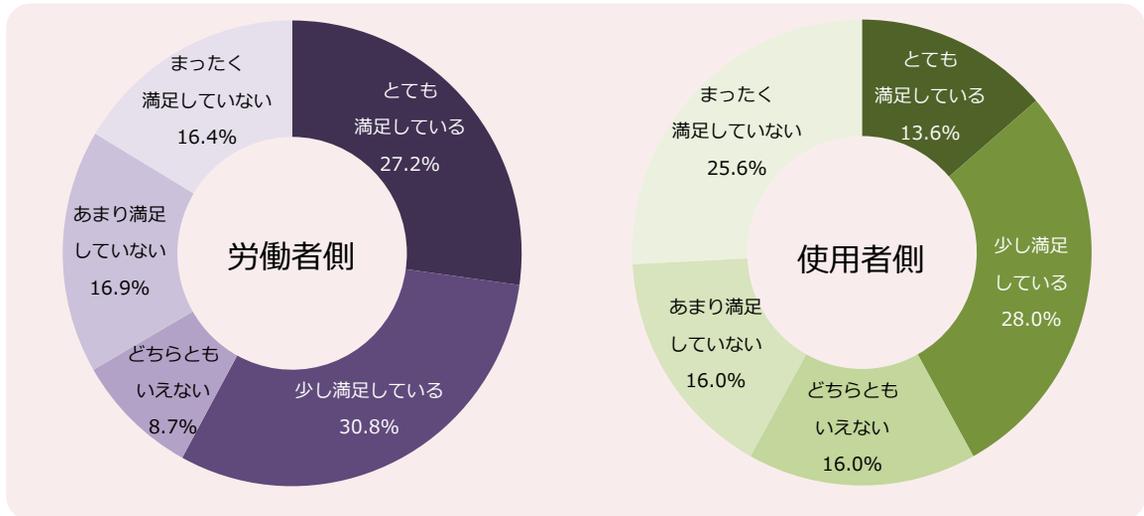


これに対し、「③相手の主張・立証を十分に理解できた」では、「そう思う」と答えた方が、労働者側で16.7%、使用者側では12.8%と少なくなっています。「⑧充実した審理が行われた」も、使用者側は「そう思う」の回答が5割を下回りました。

全体としては労働者側と使用者側で回答に大きな違いは見られませんでした。 「①自分の立場を十分主張できた」「②証拠を十分に提出できた」「⑥進み方は公正・公平だった」「⑧充実した審理が行われた」では労働者側に「そう思う」の回答が多く、「④進み方は分かりやすかった」「⑦迅速に進められた」では使用者側に「そう思う」の回答が多い傾向が見られました。

● 労働審判手続の結果に対する満足度

今回の労働審判手続の結果にどの程度満足しているかお聞きしました。労働者側では、「とても満足している」と「少し満足している」を合わせると約6割の方が結果に満足しています。一方、使用者側は結果に満足していると答えた方は4割強で、「まったく満足していない」と回答された方も4人に1人ほどいらっしゃいます。労働者側と使用者側では結果に対する満足度に差があることがわかりました。



● 労働審判手続の結果に対する評価

今回の労働審判手続の結果については、上記の満足度のほかにも、「公平である」「実情をふまえている」などのさまざまな観点から評価をうかがっています。労働者側では、9項目中7項目で「そう思う」という回答が半数を上回っており、とくに「⑨同じような問題で困っている知人がいたら、労働審判手続で問題を解決するように勧める」では7割を超えています。結果に関する評価を労働者側と使用者側とで比較すると、労働者側の方が使用者側よりも全般的に評価が高いという違いが見られました。

「そう思う」の割合

(「強くそう思う」と「少しそう思う」の合計)

